

西南カップについて

一 開催のねらいと経緯

法学部では二〇〇〇年春から、ロースクール設立に向けて、欧米の教育方法について研究した。その中で、米国のロースクールが正課として行っている模擬裁判も、一つの教育方法として検討した。

本学教員(古賀)は、ハーバード・ロースクールで「模擬裁判」の授業を見た。一年生の必修科目で、全員が参加する。三人でチームを作り、図書館内でチーム別に専用机を与えられる。図書館は夜一二時まで開いていて、およそ二ヶ月間模擬裁判チームで一杯になる。

二年次になると、任意登録のチームで競技会が行われる。これ

古賀 毛利 衛
横尾 康 俊
巨

は入学年別で一年間かけて三年次前期まで続けられる。

試合はトーナメント制で、結果は刻々掲示される。その期間、学生レストランやジムなどで模擬裁判の事例をめぐる議論や試合の下馬評が聞かれた。

優勝戦は四〇〇人くらい入る大法廷教室で公開され、テレビ中継も行われる。入場券はすぐになくなり、法廷教室に入れない学生は、別の教室に設けられた大テレビ画面で観戦していた。学生は素直で、弁論者がうまい答弁をすれば画面に向かって拍手する。こうして夜一〇時過ぎまで一〇〇〇人近くの学生・教員・法曹が観戦し学校中が盛り上がる。優勝チームのメンバーは、フットボールのフォワードのようにキャンパスのヒーローになり、大手口

一フアームから同期社員より二、三万ドル高い初任給で迎えらるという。

このことは、上記ロースクールの研究会で披露され、本学にもこのような雰囲気を導入できないかという意見が多かった。

その前年に一号館再建計画が始まり、法学部からその中に法廷教室を作ることを要望した所、一〇〇人規模の法廷兼用教室を作ることが認められた。教室は、設計者と教員が福岡高等裁判所の大法廷を見学・測量し、ロースクールの写真を参考にして設計された。さらに、模擬裁判だけでなく討論形式の授業にも応用できるように座席の数を増やした。

一号館は二〇〇一年四月に竣工し、同四月二〇日、国際海洋法裁判所の朴椿浩判事(同年三月まで本学教授)に裁判長をお願いして、「法廷教室柿(こけら)落とし」を開催した。隣国間の河川・海洋汚染をめぐる国際法の仮想事例を問題にして、有志学生の間で弁論が交わされた。これを見て、国内法上の問題でも模擬裁判を行いたいという意見が教員・学生の間から聞かれるようになった。

二〇〇一年九月、法学部教授会で模擬裁判競技会を開催することについて協議し、正式に立案することが支持された。模擬裁判を通じて法学部の議論を楽しむ雰囲気を法学部生の間作りた

という気持ちで、意見が一致した。その後、吉村徳重教授を中心に企画が進められ、一〇月三日の教授会において「模擬裁判競技会の開催について」提案が出され、実施要領及び予算を含めて承認された。その後、学外で行われている大学間模擬裁判対抗戦に因んで、「西南カップ」と呼ぶことになった。

二 実施経過

1 第一回(二〇〇一年)

一〇月の教授会で以下が決定された。①出題担当を吉村徳重教授(民事訴訟法)とし、他の民法担当教員が協力する。②裁判官は本学教員のほか、本学出身弁護士に依頼する、弁護士には日当を支給する。③運営の詳細及び実施については古賀教授が担当する。吉村教授は、多田教授、大隈教授、深谷教授の協力を得ながら、問題事例「テレビ発火による損害賠償請求事件」を書いた。

一〇月一日に参加募集要項と問題事例を学部掲示板に掲示し、一月九日に受付を締め切ったところ二二チームが申し込んだ(二チーム五名以上。合計六五名)。三年生が多数で、ゼミから七チーム、二つの国家試験準備室から三チーム、友人混成チーム二チームであった。二月三日全チームから書面(A4で二三頁程度)が提出された。書面採点により上位八チームを予選通過として、

口頭弁論を開いた。

口頭弁論は一試合八〇分とし、主弁論二人各一〇分、反論一人五分、全員による討論形式の弁論を残り時間で行った。弁論の間に裁判官が質問し、その応答も採点の際に考慮することにした。第一回戦は二月八日(土)に朝一〇時から午後五時まで四試合が行われた。裁判官は一試合に教員二名、弁護士一名とし、休日にも関わらず教員六名、弁護士二名が担当した。これに勝った四チームで、一日と一四日放課後に準決勝戦が開かれ(裁判官は教員六名)、勝ち進んだ二チームで一七日放課後に決勝戦が開かれた。

決勝戦は、一試合九十分間で、原告・被告入れ替え戦により二試合行われた。裁判官は五名、教員三名、弁護士二名であった。優勝チームは、「なたでここ」(第二国家試験準備室)であった。終了後、レストランで表彰式兼懇親会を開き、優勝チームに「西南カップ」(正義の女神像)と副賞が渡された。最優秀弁論者には、吉村教授から吉村賞として記念品が渡された。

参加チームは、ビジネスホテルで二夜合宿したり、学術論文を輪読したり、さまざまな形で準備を続けた。メーカーや消防署などに調査に行ったチームもあった。参加者の多くが、大学でこんなに勉強したのは初めてというくらいに没頭した。今後の課題と

して、このような学生の勉強を支援する体制作りが必要であろう。

2 第二回(二〇〇二年)

六月の教授会で、西南カップ第二回を開催することを決定した。問題作成は川上宏二郎教授が担当し他の公法担当教員が協力すること、実務担当は前年と同じく古賀教授することも承認された。川上教授は、「出席停止議決無効確認等および損害賠償請求事件」を作成した。問題事例は、夏休み中に勉強できるように七月一日に募集要項とともに掲示された。

一〇月一八日参加受付を締め切り、七チームが申し込んだ。参加チームは一月五日に書面を提出した。口頭弁論は第一回西南カップとほぼ同じ時間配分で行われ、一月二七〜二九日放課後に一回戦三試合が開かれた(二チーム不戦勝)。準決勝戦は、二月七日(土)に二試合が開かれ、各々の勝ちチームの間で二月一六日(月)放課後に決勝戦が開催された。

優勝チームは、「すーとりっち」(四年生混成チーム)であった。終了後、レストランで表彰式兼懇親会を開き、「西南カップ」が授与された。最優秀弁論者には、川上教授から川上賞として記念品が渡された。

第二回は、夏休みに前年の反省から日程に余裕をもつため早めに問題を発表した。しかし、これは早くから準備を始めた学生に

有利という風評を生み、一般学生の参加を減らす結果となった。書面・弁論とも前年に比べてレベルが上がったといわれ、西南カップが一定の成果をあげていることが明らかとなった。

3 第三回(二〇〇三年)

二〇〇三年一月、実務担当者が毛利助教教授となったほかは、基本的に前年・前前年と同様に西南カップを行うことが、法学部教授会で決定された。

問題事例は、刑事法分野からの出題も検討されたが、競技会をゲームとして成立させやすい点を考慮して、民法法分野から出題することにし、会社法の分野から「損害賠償請求事件」の問題事例が作成された。

参加申し込み期間は、一月二日～二月四日、説明会は一月二五日、書面提出締め切りは二月八日、口頭弁論は、「第一回戦」第一試合が二月一五日(月)、第二試合が二月一七日(水)、「決勝戦」第一試合が二月一九日(金)、第二試合が二月二二日(月)、第二試合終了後に直ちに懇親会・表彰式と全日程がかなり窮屈なものであった。

この年は、参加チームが四チームと今までで最少であった。これは法学部企画としての盛り上がりとの点で問題である。日程に余裕を持ち学生への周知を徹底する必要がある。

4 第四回(二〇〇四年)

第四回の西南カップは、実務担当者が横尾講師となり、前年までの模擬裁判形式での開催から法律討論会形式に変更のうえ開催されることが、法学部教授会で決定された。

問題事例は、民法法分野から出題することにし、民法の分野から「サブリース契約における賃料減額請求の可否」についての問題が作成された。

参加申込期間は一月一日から一月三〇日まで、ルール説明会(ガイダンス)は第一回が一月二七日、第二回が一月二九日、第三回が一月四日、第四回が一月一八日にそれぞれ行われた。その結果、一チームから参加申込があったため(後に一チームは申込を辞退)、A4の用紙一枚に立論についてのレジューメを二月八日までに作成させて書類選考を行うこととし、選考結果を二月一三日に各参加チームに通知した。

なお、書類選考を勝ち抜いたチームにより、本大会が二月一五日(水)に開催され、終了後に直ちに懇親会・表彰式が行われた。

この年は、実務担当者としては六チーム程度の参加を予定して準備を進めていたものの、一チームから参加申込があったため、急遽書類選考を実施するなど、参加学生にとっては非常にタイト

な日程となつてしまつた。しかしながら、昨年までの課題となつていた参加チームの増加は実現をみたことで、一定の成果はあつた。

三 全体的評価

以上四回の西南カップを振り返ると、まず、以下のような成果は確認されてよい。

第一に、出場チームの増減、実務担当者の人替わり、競技形式の多様化にもかかわらず、西南カップは第四回まで毎年行われた。西南カップは法学部全体のものとして定着しつつあると言つてよいであろう。学部レベルで法的議論能力を問う競技会を行うことはなかなか困難なことであり、定着それ自体が評価に値しよう。

第二に、模擬裁判競技会・法律討論会という二種類の競技形式を試行することが出来た。そのことにより各々の競技形式の特徴がわかり、今後の展開のための得がたい経験となつた。法律討論会の特徴としては、運営コストが低いこと（競技開催期日が一日で済ませることが大きい）、全実定法分野からの出題が可能であること、があげられる。模擬裁判では、競技開催期日が何日かにわたることにより、時間的コストはもちろん、裁判官として関与する教員の数も増えることになる。また、模擬裁判では、ゲー

ムへの適合性の観点から、出題が民事実体法に偏りやすいということも指摘される。他方、模擬裁判の特徴としては、ロールプレイを通じて深いレベルで法的思考が身につくという点が指摘される。また、試合の出来にもよるが、原告―被告が対面形式で議論を行うので、うまく議論がかみあえば、討論そのものはより濃密になることが期待される。

第三に、出場したチームが大いに努力したことには、審査に当たつた教員や実務家が一致して感銘を受けた。

以上のような成果をふまえ、学部全体の勉学意欲・勉学成果を向上させるといふこの企画本来の趣旨の観点から、今後の課題を考えると、まずは、①学生の競技のレベルアップ、及び、②参加チームの増加、の二点をあげることができよう。

①学生の競技のレベルに関しては、書面に対しては高い評価を与えるが口頭弁論・質疑応答に対しては低評価しか与えない審査員が多かつた。これは、模擬裁判・法律討論会に共通する傾向であるが、模擬裁判の方で特に指摘が多かつた。

法律討論会で質疑応答が低調な原因のひとつは、学生にとつては自分の議論を構築するのが精一杯で、他の議論構成との優劣比較を瞬時にやっただけの余裕がないということがあげられるだろう。模擬裁判における口頭弁論がより低調であつたのは、

出題された問題のレベルの差ではない。いずれの競技形式にせよ、実定法の解釈問題が事例問題として出題されるのであり、難しくも易しくもできる。模擬裁判については、むしろ要件事実論的発想が身につけていないと当意即妙な口頭弁論が出来ないということが問題であろう。そして、模擬裁判においては口頭弁論こそが競技の花なので、そこにおける低調さが余計に目に付いたということであろう。

② 以上のような、競技に内在する難しさが、参加チームの少なさにも現れているようである。実際、過去の経緯を見ると、このような難しさに耐性、適性、嗜好のあるサークルやゼミに、参加チームの母体が限定されがちであった。

してみると、参加チームを増加させるには、運営方法の洗練のほか、学部教育の底上げも要求されることにならう。すなわち、法律学の学習には、複数の議論構成の優劣を比較したり、要件事実論的発想を背景に当意即妙な論争をしたりという次元があることに目覚めさせ、そのような知的活動に興味を持たせること、これが学部教育に期待されるのである。

西南カップというイベントと日常的な学部教育との間には、前者が後者を向上させるという関係はもちろん、後者が前者を向上させるという関係も存在するはずなのである。

四 将来への展望

今年度(第五回)の西南カップ実務担当者として、将来への展望を述べたい。筆者は現在のところ、西南カップの開催形式について、模擬裁判形式と法律討論会形式の隔年開催でやってみてはどうかと考えている。その理由として、毛利助教が述べられた「それぞれの形式に特徴と教育的効果がある」一点にくわえて、以下の二点を挙げる。

第一に、学部教育からの発展・学部教育へのフィードバックについて考えると、法律討論会形式は一、二年生教育と組み合わせることで効果が高まり、模擬裁判形式は、三、四年生教育と組み合わせると効果が高まると考えられるからである。手続法に習熟していない低学年の学生にとっては、書面作成の手段が要らない法律討論会形式の競技会のほうが、実定法を学習するための入り口としては間口が広がる。他方で、高学年の学生にとっては、書面作成技術の育成に役立つ模擬裁判形式の競技会を経験することで、法科大学院入学への橋渡しとなりうるだろう。

第二に、学内のみならず学外の競技会への積極的な参加を促したいからである。

筆者の知る限り、模擬裁判形式の競技会としては、日本国際法学生協会が主催する「Japan Cup」があり、Japan Cupでの上位

校は、社団法人日本外交協会が主催する「Asia Cup」へ出場することができる。また、世界レベルでの大会としては、アメリカ国際法学会と国際法学生協会が主催する「Jesup」もある。西南学院大学は日本国際法学生協会の構成校となつて積極的に活動しており、二〇〇四年のジャパンカップでは、早稲田大学に次いで準優勝した。引き続きその活動を期待したい。(加盟校は、西南学院大学の他、青山学院大学、大阪大学、関西学院大学、慶応義塾大学、京都大学、神戸大学、上智大学、中央大学、津田塾大学、東京大学、東北大学、同志社大学、一橋大学、龍谷大学、早稲田大学)

また、法律討論会形式の競技会としては、九州四国学生法学連盟が主催する「九州四国学生法律討論会」があり、九州四国学生法律討論会での上位校は、全日本学生法学連盟が主催し、最高裁判所、最高検察庁、日本弁護士連合会、朝日新聞社、日本評論社が後援する「全日本学生法律討論会」へ出場することができる。九州四国学生法学連盟の加盟大学は、愛媛大学、香川大学、鹿児島大学、福岡大学であり、残念ながら西南学院大学は討論会には参加していない。その他、広島大学、岡山大学、島根大学、広島市立大学、広島修道大学、愛媛大学、香川大学、福岡大学、鹿児島大学などが参加して行われている「九州瀬戸内学生法律討論会」

という競技会も存在するようである。

また、競技会の内容については、それぞれの主催者や歴史を背景にして、例年、模擬裁判形式の競技会では国際法に関連する問題、法律討論会形式での競技会では憲法、商法、民法、刑法などのいわゆる国内の実定法に関連する問題が出題されているようである。法律学科と国際関係法学科を擁するわが西南学院大学法学部から、西南カップへの参加を契機として、これらの競技会に積極的に参加する団体が増えることを期待したい。

(執筆 一、二一1&2 古賀 衛、

二一3、三 毛利 康俊、

二一4、四 横尾 亘)